「新宿区第四次男女共同参画推進計画~ジェンダー平等社会を目指して~ (令和6年度~令和9年度)」(素案)の作成及びパブリック・コメント等の実施について

「新宿区第四次男女共同参画推進計画」については、新宿区男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)等からご意見をいただきながら令和6年3月の計画最終決定を目途に策定作業中である。

このたび、先の男女共同参画行政推進連会議(以下「行政推進連絡会議」という。)や推進会議において示された新計画の方向性に沿って「新宿区第四次男女共同参画推進計画」(素案)を作成した。なお、この計画素案については、行政推進連絡会議や推進会議での検討を経て、再度推進会議に諮る予定となっている。その後、パブリック・コメントを実施し、広く区民からの意見を求める。

記

1 「新宿区第四次男女共同参画推進計画(令和6年度~令和9年度)」(素案)の概要

### (1) 計画策定の目的

本計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、 性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野 に参画することのできる社会を実現していくことを目的とする。

#### (2) 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第 9 条第 1 項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」の基本政策 I 「暮らしやすさ 1 番の新宿」のうちの個別施策 7 「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の実現をめざした分野別計画である。

今回の計画は、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」(平成30年度~令和5年度)に引き続く計画として策定するとともに、計画を着実に推進するため、体系を整理し、「3つの視点」から目標を掲げることとしたものである。

なお、「新宿区第四次男女共同参画推進計画」の目標2から目標3(2)までを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」と位置づける。また、目標4(1)から(3)までを「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づける。

#### (3) 計画の期間

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間を計画期間とする。

### (4) 計画の基本的な考え方

「新宿区男女共同参画推進条例」の"男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現する"という基本理念を踏まえ、新宿区総合計画(基本計画)の個別施策 I -7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」を実現するために、計画ビジョンを「誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿」とし、具体的な3つの視点と5つの目標を定め、総合的に施策を推進していく。(資料 4 参照)

# 2 パブリック・コメントの実施について

# (1) 実施期間

令和5年11月15日(水)~令和5年12月14日(木)

# (2) 周知方法

11月15日号の広報しんじゅくで周知を行うとともに、区ホームページにて素案全文を掲載して周知を行う。

### (3) 閲覧場所

男女共同参画課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館

# (4) 提出方法

男女共同参画課にて郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページで受け付ける。

### 3 地域説明会

以下の日時と場所において地域説明会を実施する。

11月22日(水)	新宿区立男女共同参画推進センター(ウィズ新宿)
午後7時~8時30分	
11月30日(木)	新宿区立子ども総合センター
午後2時~3時30分	

### 4 今後のスケジュール

令和5年	9月11日 (月)	行政推進連絡会議
	10月13日(金)	男女共同参画推進会議
令和5年	11月 15日 (水)	広報 しんじゅくにて周知 パブリック・コメント開始
	11月22日(水)・30日(木)	地域説明会(2所)
	12月14日 (木)	パブリック・コメント終了
令和6年	1月29日(月)	男女共同参画推進会議
	3月末	「新宿区第四次男女共同参画推進計画」冊子納品
	4 月	常任委員会報告